

令和7年度第9回あわら市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月26日（金）午前9時30分から午前11時15分まで

2. 開催場所 あわら市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（13人）

会長 13番 加藤 秀信

会長職務代理者 2番 田川 幹雄

委員 1番 吉村 智和 3番 田嶋 睦

4番 川崎 善徳 5番 江川 直美

6番 塚田 倫一 7番 石谷 吉昭

8番 中嶋 豊美 10番 石田 継治

11番 堀川 治夫 12番 炭田 学

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（1人） 9番 田崎 正實

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 現況証明願について

議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する
意見について

議案第4号 あわら市地域計画変更（案）に対する意見について

報告第1号 相続税の納税猶予に関する適格証明の報告について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告につ
いて

第6 その他

(1) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央 局長補佐 藤井 恭代

主査 板東 裕美 主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇開会宣言	
事務局	定刻となりましたので只今より、あわら市農業委員会定例総会を始めます。 定例総会の開会に当たり、加藤会長からご挨拶をいただきます。
◇会長あいさつ	
【会長 あいさつ】	
◇定足数の確認	
事務局	出席席状況報告。 委員総数24名中、出席委員19名。農業委員総数14名の過半数の出席。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議成立。
◇業務報告	
事務局	【業務報告】
◇議事録署名人の指名	
議長	議事録署名人に、11番・堀川委員、12番・炭田委員を指名
◇議 事	
議長	続きまして、日程第5 議事に入ります。
◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員の説明を求めます。 番号1番について、11番 堀川委員お願いいたします。
11番	番号1番について、事務局の説明どおり問題ないと思われます。
議長	次に番号2番、4番について、7番・石谷委員お願いいたします。
7番	番号2番4番については、事務局の説明通り、問題ないと思われます。
議長	次に番号3番について私の方から説明いたします。ただいまの事務局の説明の通り、問題ないと思われます。次に番号5番について、14番朝倉委員お願いいたします。
14番	ただいまの事務局の説明の通り、問題ないと思います。
議長	次に番号6番、7番について3番 田嶋委員、お願いいたします。
3番	事務局の説明通り、問題ないと思われます。
議長	それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。
12番	5番のですね、〇〇さんですけどここの中で個人のために該当しないということに書かれています、〇〇さんは個人で借りてるんですか。それとも会社〇〇で借りてる。調査書が間違ってますね。普通に受けることになるんですか。
事務局	14ページの左側の調書ですが、〇〇委員のご指摘の通り第2項第2号のところですが、判断の理由が間違っておりまして、個人のため該当しないという文言は間違いです。 〇〇さんは農地所有適格法人のため、該当しないという記載が正しい記載となります。訂正してお詫び申し上げます
12番	わかりました。
議長	他にございませんか。質問がないようですので議案第1号 農地法第3条の規定による総括審査について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

	(賛成多数)
議長	はい。賛成多数です。よって許可相当と認めます。
◇ 議案第2号 現況証明願について	
事務局	【事務局説明】
議長	次に、地区担当委員を求めます。番号1番について14番・朝倉委員お願いします。
14番	はい、事務局の説明どおり問題ないと思われま。
	次に番号2番について、2番・田川職務代理者お願いいたします。
2番	はい、事務局の説明どおり問題ないと思われま。
議長	次に番号3番・4番について、私の方から説明します。 3番の〇〇さんですけれども、以前平成10年ごろまでは住んでおり、それ以降△△県の方に住んでおられます。 4番についても、□□さんは15年頃まではいたんですけどもそれ以降はもう●●の方に出ていまして事務局の説明の通り問題ないと思われま。次に本件について本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、11番堀川委員に調査結果の報告をお願いいたします。
11番	昨日の午前中に私の他に、朝倉委員、吉村委員、事務局1名、計4名で、現地調査をさせていただいております。事務局の報告等ありました通り、問題はないというふうに思います。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは、この案件について、ご質問はありますか。
7番	以前もちょっと聞いたんですけど、私の理解不足かもわからんですけど例えば1番にすると、現況、畑ですよね。これに現況証明を出してほしいということなんですけど、平成19年11月に借主が住宅を建築したって書いてあるんですけど、畑で建物建てられるんですか。 当然、建築確認出しますよね。そうすると各部署に渡るはずなんです。農業委員会にも来てるはずなんですよ。これを要はそのときに認めてるんでしょう？僕これが納得できんですけど。前にも会長の方から説明もあったが建築法って、この平成19年にはもうできてるでしょ。不思議でどうしようもないって。前も話しましたが、固定資産税もかけてるはずなんですって。不思議ではどうしようもないんですけど。ちょっと説明してください。 なぜかという、これ、やり得なんですよ。やっても建っているものを現況で、畑から変えろっていうことですよ。簡単に認める方がおかしいですって。
14番	この借主の方に昨日確認をしたんですけど、なんかとってもややこしい地面らしくて、昭和50年頃までは畑で、その後他の方がこの地面を買ってるんですけど、登記をしてなくて家を建てたそうなんです。そのときに登記せず所有権移転もしてなく、その方はもう家を壊して△△の方へ引っ越された。 登記してないので、元の地主の方の名前で、今現在までなってるそうですこの借主の方が家を建てるときに、大工さんにいろいろお願いしますよね。建ててもいいとか。そのときも大工さんは大丈夫やった。ちゃんと市役所行ってやってきたっておっしゃったそうなんです。

7番	<p>家を建てるんですから建築確認出すんですよ。そしたら建築指導課に必ず建築確認の依頼が来るでしょう。これ建築確認って建築指導課だけでし出すもんじゃないんですよ、各部署に全部回るはずですよ。これで、許可出してるんですよ。</p> <p>今の説明はわかりますよ。だけど基本的に登記もせずにちょっと不思議でどうしようもないですって。</p> <p>いや、正直な話、担当の委員さん不思議やって言ってるけど、結局この不思議なのは何でかっていうことをちゃんと解明しないといつまでも続きますよ。</p> <p>基本的には現況証明を出せっていうときにも建物建ったら壊せっていうのでね、みんな他は。あわらだけでこんなぬるいの。やり得です。ちょっとこれ事務局の方でちゃんと説明してください。当然税金もかけてるはずなんで固定資産税もみんなかかっているはずなんで。それを放っておいたっていうことになりませんか。</p> <p>僕の理解が間違っているのは説明していただきたいんです。</p>
事務局	<p>はい。建築確認についてはもう今はもちろんこちら回ってきますしそのときに農地であれば農地ですということで回答しています。</p> <p>以前もご回答しましたが、何十年か前まではそういった建築確認は回っていたんでしょうけれども抜け落ちていた部分があったのかと思われます。</p> <p>私も受け付け始める中で非常に多いな、農地に建てたという件数は多いなと思ってるんですけども、その当時ちょっと抜け落ちてしまったのか、何らかの理由で農業委員会に回ってこなかったのかかわかりませんが、そういったことで知らず知らずに建ててしまったというか。確認通らずに行ってしまったケースも見られているような状況です。</p>
12番	<p>前回は別件で同じようなことがあるにで、その経緯を調べてくださいというふうな話がでていたと思います。私の方からもそれも含めてどんな仕組みが悪かったのか、今後どういう仕組みに変えていくのか、仕組みの問題点等、改善点を調べてくださいというふうなお願いをしたと思うんですけど、その結果として今回新しい事案についても、そこら辺は仕組みが何が悪くて、今後どういうふうにするのか。</p> <p>前回の改善点も含めてどういうふうにするのかというのを検討された結果としてここに提案されているんでしょうか？</p>
事務局	<p>はい。前回のことも含めましてお話させていただきます。建築確認につきましては、建築確認申請の届け出が、この当時はまだ市役所に出されてたかと思えます。そこから関係課に照会をかけたしまして、三国土木に持っていくと。</p> <p>建築確認の許可権者は三国土木になりますので、そこで許可をするということになります。農林水産課も当然回ってまして、ここが農地であれば農地ですよということを建築主の方に話をしているということだと思います。</p> <p>多分そのことは言っていると思います。その他、上下水道の絡みもありますし、受益者負担金のこともありますので関係課に回っているということでございます。</p> <p>申請者の方にはそういう意見がつかますと、代表して多分このときは建設課だったと思うんですけど建設課の方から建築主に連絡をしているということになると思います。</p> <p>ただ、建築確認の方は三国土木が許可権者になりますから建築の構造的に問題がなければそのとき許可されてたんじゃないかなというふうなことが予想されます。それともう一つ農地転用したのにも関わらず、登記をしていないという事案もいくつか私らの方で確認をさせてもらっております。</p> <p>農地転用で宅地に変えたけれども、宅地の登記をしていなかったというケ</p>

	<p>ースです。これもあります。それからこの建築確認を出すときに、この土地の地番、これが間違っていて、うちの方では農地ではないというような判断をしたということも多分考えられると思います。</p> <p>いろんな複合的な要素があって今このような状況になっているのかなと思っています。</p> <p>それから改善点のお話ですけれども、現況で課税の方は現況課税をしておりますので、税務課の方はその情報を掴んでいるということの指摘がこの間あったかと思っています。</p> <p>その情報は1年まとめて、2月ぐらいにこちらのシステムの方に反映されるということですので、こちらでは今後その1年間の情報を確認した上で、もし畑の上に建築物が建っているというような状況がございましたら、これは何らかの県の方とも農業大会議等も話をして、どういうふうな措置をするかということは、今後協議していくというようなことをちょっと前は少しそのことに触れさせていただいたと思います。</p> <p>今ほど申しあげました通り、この現況証明という制度がちょっとあるのは、そういったことが多分全国的にもあるからこういう制度があるのかなというふうに理解をしています。</p>
12番	<p>で、結果として、また同じようなことが起きるのか、またこれを案として出したときに、前回の話があったように、これはこういう経緯があるからこういうふうな流れでありますよということを踏まえた説明の中で、だから前回の対策と同じ対策をするのか。</p> <p>いつからそういう対策をすることによって、こういうふうな事案が出てなくなるのか。そこら辺のところはどうなんでしょうか？</p>
事務局	<p>先ほど申しあげました通り、来年の2月には税務課から今年1年間で調査したところの現況と違うところ、今のように畑のところ例えば住宅が建っているところは宅地課税になりますので、そのところの情報についてはこちらの方に反映されます。</p> <p>こちらはそれを持って農業会議と協議をしながら、どういうふうな指導をするかということは今後させていただきたいと思っています。こういった今回のこの事案というのは、まだあると思っています。</p> <p>それはもうどうしようもないかなと思っていますので、今後ですね、指摘いただいた今年度、来年度の2月以降ですね。そういったことの指導はしていきたいというふうに思っています。</p>
7番	<p>今の説明は理解するんですけど、農業委員会に初めて出させてもらったんですが今までこんな話でなかったんですか。これ、不思議でどうしようもないって。正直な話、農地転用とかいろんなことを会社が〇〇にあったので、いろんなところでやってきましたけど、現況に戻せって言うでね、厳しいところは、現況に畑に戻しなさいって。それから農地転用して建てなさいと厳しいこと言いますよ。非常にぬるいと思うのが一つ。</p> <p>ただ、こういう問題があるなら今後も出てくると思うじゃなくて、一遍一斉に検査するべきだと思います。これをこの会に出してほしいと思います。あるものはもう仕方ない認めざるを得ないがね。</p> <p>もう一つ不思議なのはこの一番についてですけど、これ、要は、売ったんでしょ。これを登記してないって言うんでしょ。固定資産税は建てた人にかかっているんですか。</p> <p>これ不思議だと思う。登記が変わってないなら登記してる人に税金かけるべきじゃないの？ちょっとそこら辺は理解ができないんです。これで税務課がほっとくことがおかしい話だと思う。</p> <p>いやそれはね、建築確認の申請の許可を出すのは三国土木やってるけど三国土木から各部署に問い合わせが来るはずなんで、それに対しての返事がいい加減だということですよ。いや、いじめてるわけじゃないですよ。</p> <p>今までのやり方がおかしいんじゃないんですか。だから前回行ったときも1回調査してくださいって言って、その結果何も出てきてないがね、こんなんですとか。今現状調べたら、まだこれぐらい残ってますとか。指導して</p>

	一遍にやるべきじゃないですか。すかつとするべきだと僕は思うんですけど。物理的に無理やっというのは無理にお願いしても無理な話なんで。
事務局	課税のことは税務課と協議いたしますけれども、今あわら市に何千筆ある中の畑の中で住宅が建っている土地の現況が宅地課税とか、そういったことの調べはちょっと1回どのような情報データを見ればすぐわかるのかっていうのは、ちょっと1回確認をさせていただきます。それで、できるのかどうかもそこで判断させていただきたいと思います。
12番	ちょっと不勉強でわからないんですけど、この畑とか田んぼから非農地化の現況確認というのは、何なんでこんなことするんですか。何か差し迫った要因があつてするのか。要は、荒れ地になってるから、耕作してないところ、非遊休地を減らすためのことでやっていくのか、あとは本人さんがどういうふうな思いで小さいところも含めて非農地からの現況確認をされるんですか。ちょっと参考までに教えてください。
事務局	全て聞き取りどういう目的かということをお聞きしたわけではございませんが、お話聞いていく中で見て取れますのは登記地目を合わせたい。現況が宅地なら登記地目も宅地に合わせたいというような思いがあるみたいです。多分法務局なり、相談に行かれると農業委員会で証明もらってくださいというようなお話になって、農業委員会に来られるケースが多くなります。
7番	一つ確認させてください。今はこういうことは絶対ないですね。現状は？黙って建てて要は農地のままで建ててもらふようなことはないですね。
事務局	はい。今、局長も申し上げました通り今は建築確認が回ってきますのでその際に、農地ではありませんとか、農地ですっていうことは建設課に回答しております。そこから県の三国土木だと思うんですけども、許可権者の方にお伝えしているいただいているような状況になっておりますので、そういった回ってきたケースについてはこちらも把握できますので転用許可出てきたとかその辺の確認はしております。
12番	事務局の方から、来年2月以降、同じようなことが起きないように対策をしますよということだったので、それが具体的にどういうふうにしていくから〇〇委員が質問を受けたことに対して、こういうふうな対応をしていきますという答えがあるとしっくりするんですけどそこら辺がよ見えなかったというのと、先ほど農地を宅地にすると税金上がるんですけど、あえてこういう税金上がるようなことをするということが何の目的なんですか。
事務局	現況証明の話ですけども、なぜするか、そもそも何ですのかっていう問いかと思います。所有者の方はこの土地を手放すとかですね、次の代に渡すときに、きちんと現況と合っているような整理をして渡すとか。という目的から、このような現況証明をするというふうなことが多いと思います。 追加で、先ほどの〇〇委員からのご指摘で、来年2月から1回、どのような何筆ぐらいあるかっていうのはちょっと調査をさせていただきます。調査させさせてもらった後に数件だとか10件だとか100件だとかっていうこともちょっとわからないんですけども、そのあとの対応についてはちょっと農業会議と協議をさせていただきたいと思います。既に建っちゃっている建物があると思うので、これを壊せっていうのかとか、そういう話になりますので、どういうふうな対応できるかというのは今後協議させていただきたいと思います。

12番	<p>対策としてもう建っているものに対する調査の問題とこれからそういうことが起きないような行動を取られるのか。そこら辺が、その仕組みとして仕上がっていくので必ず農業委員会の方にそういう情報が入ってよく調べた結果、これあかんから新しくやるものについては現況に戻せとか、そういう行動の指導に行くのか。そこら辺のところはちょっとよくわからないんですけど。</p>
事務局	<p>今、システム的な話はさせていただいた通り建築確認の許可権者上はあくまでも三国土木事務所です。その他、民間で許可する場合もございます。我々のところに情報が来るのは、この土地について農地か農地でないかという判断です。それについて我々は「農地ですので、農地転用してください」とか、そういった意見を付します。これを多分ですけど、今は三国土木から言ってるのか、うちの建設課かはちょっと調べてみないとわからないんですけど、その確実な連絡はしているんですけども、本人さんが守るかどうかっていうのはちょっとこちらでは判断できません。なので、今後絶対にはないですよっていうのは言えないと思います。それを守る守らないのもモラルの話なのかなというふうに思っています。</p>
12番	<p>守らなかったときには、撤去いなさいよとか、どういう行政指導ということまで含めた対策に考えていただいているんですか？</p>
事務局	<p>何らかの状態でわかったときには、今の話と同じだと思います。農地の中に建物が建っているっていうような、そういったところが発見された場合は、どのような措置をするかはちょっと今後協議させていただきますけれども今言った通り確実にそれがなくなるかっていうと、ちょっとそこまではできないのじゃないかなということ想定しています。この現況証明っていう制度があるというのはそういう意味だというふうに理解しています。</p>
7番	<p>一つだけ教えてください。農地の場合に建物建てられるんですか。農作業小屋とかは別として、住宅を建てられるんですか。それだけ確認させてください。</p>
事務局	<p>農地転用しないと建てられないということだと思います。</p>
7番	<p>でしょう。 それでね、今おっしゃったように、2月に調べて、5個か10個くらいかっていうとそんなもんじゃないと思います。いっぱいあると思いますよ。農業委員会でやろうとしたらもう1年以上かかるよ。全部現地確認しながらやったら。その辺をもうちょっと把握してもらってもうちょっと危機感持ってもらわんと、5件が10件とかって言うてる話じゃないと思います、実際は。 それで、この1番についても不思議でどうしようもないんだけど、登記変えてなかったら税金どこ行くんやね。登記してあるとこに行くのでは？ 売った人もその税金払ってたのか。おかしくてもしょうがないんやけど。説明の中では登記されてないんでしょ？そしたら登記してるところに税金が行くの当たり前でしょ？違う？ 売った人が税金きて、黙って払ってたのか、不思議でしょうがないんだよ。普通に考えたらの話ですよ。それは相手方が税務課に言って私のところへ行ってくださいって言うてるのかも知らんですよ。そしたらその段階で税務課が問題意識持たないとあかんのですって。登記変更してくださいってお願いせなあかんねん。 何もしてないんでしょそれをほっとく方がおかしいって言うんですよ。前回、この話したときに、関係部署でこの話しましたか？あわら市として。ちょっとそれだけ教えてください。</p>

事務局	この1番のケースについては土地の所有者さんが税金を払ってらっしゃる。宅地課税で払ってらっしゃいます、といった事実があります 現況課税の話ですけれども前回のお話いただいた以降、税務課また建設課とも話を進めております。 今後の対応については先ほどから申し上げてます通り、2月に1年分まとめて、地目変更チェックといえますか変更を行っておりますので、そこで、確認していくような作業があります。 庁舎内では話し合いを進めています。
議長	よろしいですか。はい。他にございませんか。ないようですので議案第2号 現況証明願について非農地と判断することに承認する方の挙手を求めます。
	(賛成多数)
議長	賛成多数です。よって承認することといたします。
◇ 議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	
事務局	【事務局説明】
議長	それでは、本案について、何かご質問はありませんか。
	【汚泥肥料に関する懸念事項について(質疑応答)】
議長	それでは、1番から4番、7番から14番について、「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数) 反対：2
議長	賛成全員(賛成多数)です。よって、「意見なし」と決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。 次に、番号5番・6番について、採決します。田川職務代理者、退席をお願いします。 (田川職務代理者 退室) それでは、番号5番・6番について、「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	賛成多数です。よって意見なしと決定することとし、あわら市に対してその旨回答いたします。田村職務代理者入室してください。
◇ 議案第4号 あわら市地域計画変更(案)に対する意見について	
事務局	【事務局説明】
議長	本案についてご質問ございませんか?
7番	間違いなくコンクリート製品の置き場ですね。燃え殻を利用した改良剤を置く場所ではないですね。
事務局	同時に農振除外と転用のご相談にも来られていまして聞き取りを行っております。〇〇と△△のところかと思いますが、今、申請のある土地にはコンクリートの二次製品を置くと同っております。
議長	他にございませんか。 質問がないようですので、採決に入ります。議案第4号について、「意見なし」とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数)
議長	賛成多数です。よって「意見なし」と決定することといたします。

◇ 報告第1号 相続税の納税猶予に関する適格証明の報告について	
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、何かご質問ございませんか？
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、報告第1号を終わります。
◇ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について	
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、何かご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	質問がないようですので、報告第2号を終わります。
◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について	
議長	次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約通知の報告について」事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局説明】
議長	本件について、ご意見、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
議長	ご質問がないようですので、報告第3号を終わります。
◇ その他	
議長	次に、その他の(1)その他について事務局の説明を求めます。
	【(1)事務局説明】
議長	他にございませんか。
	(なし)
◇ 閉 会	
議長	他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議を閉じます。慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。

令和7年12月26日

議 長

委 員

委 員